

機能検査の二次検査の動脈血ガス検査の結果からも、「著しい肺機能障害」は明らかであった。旧国鉄の業務災害認定にじん肺管理区分認定を受ける必要などない。

昨年10月、国鉄清算事業からやっと業務災害の認定をするとの連絡を受けたが、事後でもいからじん肺管理区分決定を受けてくれと言う。12月、群馬労働局からじん肺管理3イ+続発性気管支炎で要療養の決定を受けた。

国鉄清算事業管理部が発表する資料によれば、旧国鉄職員の石綿関連疾患による業務災害認定の件数は231件（2009年2月1日現在）であるが、群馬県内では石綿肺で認定された北村さんが初めてのケース。今後、ぐんま労働安全衛生センター、国労高崎地本による旧国鉄職員のアスベスト被害の掘り起こし活動にはずみが見つければと



思っている。
 (写真右上は、定期点検中のD51、
 2008年7月 高崎機関区)
 (東京労働安全衛生センター)



元日通労働者遺族が提訴

兵庫●日本通運とクボタに損害賠償求める

1月30日、尼崎市のクボタ旧神埼工場にアスベストを運搬し中皮腫や肺がんで亡くなった日本通運の元労働者5人の遺族16人が、日本通運とクボタに損害賠償を求める訴訟を、神戸地裁尼崎支部に起こした。

遺族は、日本通運に謝罪と上積み補償を求めて、2007年1月より交渉を行ってきたが、誠意ある回答を得ることができなかった。

現役社員には労災の上積み補償規定があり、死亡の場合2,800万円を支給することになっている。しかし、元労働者の死亡にたいしては、退職者は対象外として応じず、2007年に見舞金・弔慰金を設けてそれを受け取るようにと回答していた。患者への見舞金は200万円、弔慰金は400万円である。

元労働者5人は、1954年から

83年の間に日通尼崎港支店に所属し、アスベストを運搬した。うち4人は神戸港からクボタ旧神埼工場にアスベストを運び、神戸港でもクボタ内の原料倉庫でも、手鉤で破れた袋からアスベストがこぼれ落ちたり、床に積もったアスベストが舞い上がったりする中、荷下ろしの作業を行い、また、トラックの荷台にこぼれたアスベストを箒で掃いたりした。残り1人は大物倉庫でやはりアスベストを積み下ろす作業を行った。大量にアスベスト粉じんが舞う中